

就学前の保育・教育の充実

提案・要望先 内閣府・文部科学省・厚生労働省

提案・要望の要旨

就学前の保育・教育の質を確保するとともに、仕事と子育ての両立を支援するために
国の所管を一本化し、幼保一元化に向けて、制度の抜本的な見直しを行うこと
当面の間は、「認定こども園」を普及促進するため、必要な財政措置を行うこと

【提案・要望の具体的内容】

- 1 就学前の保育・教育を総合的に推進し、仕事と子育ての両立を支援するために、保育所と幼稚園の所管省庁を一本化し、幼児教育と養護を一体的に提供する制度とすること。
- 2 認定こども園となるために、新たに必要となる調理室や子育て支援の専用スペースの整備、また、調理員・子育て支援担当職員の配置に要する経費等に対する財政措置を行うこと。

【提案・要望の理由】

- 1 就学前の保育・教育の推進
(1) 現行制度の状況・問題点

現行制度は、保育に欠ける子は保育所、保育に欠けない子は幼稚園という考え方で制度化されているが、多様な保育サービスや幼児教育の充実を求める保護者のニーズに答えきれていない現状が見られる。

したがって、就学前の保育・教育の質を確保するとともに、仕事と子育ての両立を支援するため、保育・教育を一体的に提供すべきであると考えます。

現 状

保育所

- ・ 少子化の進行や核家族化、雇用形態の多様化などにより、共働き家庭や一人親家庭が増加していることから、延長保育や病児・病後児保育など様々な保育サービスのニーズに対応している。一方、3歳児以上の幼児に対する発達段階に応じた幼児理解や環境構成などの幼児教育分野が弱い面があり、その充実が求められている。
- ・ 本県では、保育所しかない地域が34市町村中14市町村(41.2%)あり、保護者が幼稚園を選択できる状況にない。

幼稚園

- ・ 保護者のニーズに応じて、ほとんどの幼稚園が預かり保育を実施しているが、この預かり保育において、一人一人の子どもの実情に応じた保育が十分に行われていないといえない。

(2) 本県における保育所と幼稚園の窓口一本化のメリット

本県では、平成15年度から保育所と幼稚園の行政窓口を教育委員会に一本化したことにより、制度の壁を乗り越えて、就学前の保育・教育を一体的に捉えた視点からの取り組みが進んでいる。

- ・市町村では、首長部局と教育委員会に所管が分かれているが、県がコーディネートすることで、相互理解が進み共通認識を持つことができた。
- ・県内市町村の窓口一本化が進んだ(34市町村のうち09市町村)
- ・保育士と幼稚園教員の合同の基本研修を開催できるようになった。
- ・保育所が、現場支援を受けることができるようになり、保育内容の改善が進んでいる。
- ・保育所・幼稚園双方が互いの活動内容を知ることで、相互理解が進み、専門知識や手法を習得し合い、切磋琢磨する気風が醸成されている。
- ・仕事と子育ての両立を支援するために、多様な保育サービスについて総合的に検討され、改善が進んでいる。

2 認定こども園の普及を阻害する要因

認定こども園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず子どもを受け入れ保育するとともに、3歳児以上のすべての子どもには幼稚園教育要領に沿った教育を提供することとなっており、本県の目指す「どこにいても質の高い保育・教育の提供」と合致している。

また、待機児童の解消や子育て支援の充実等、保護者のニーズに合致した効果的な制度であり、国においても、教育振興基本計画の中で2,000カ所の数値目標を掲げて、より一層の推進を目指そうとしているが、認定数は105カ所(H19年8月現在)に留まっている。

この最大の要因は、認定こども園になると、幼稚園教育要領と保育所保育指針に沿った保育や子育て支援、低年齢児の給食の実施が必須となるが、そのために必要な施設整備や運営に対する財政措置がないためである。

本県の幼稚園・保育所等は、小規模で経営基盤が脆弱であり、少子化で園児数の大幅な増加は見込めない中、認定こども園への移行を促進していくためには、それに伴う経費に対する財政措置がぜひとも必要である。

< 高知県における認定こども園に対する財政措置の効果 >

	現 行	財政措置がされた場合
今後の認定数(見込み)	5	16
認定こども園となることで入園が予想される子ども数	8	111

(注) 認定こども園に対する希望調査(平成19年10月)で希望のあった18施設で推定
18施設のうち3施設は認定しているが、1施設は受入年齢を拡大するため重複して計上
(財政措置があれば認定こども園を希望する園の増加が見込まれる)